

採用内定者の皆さまへ

地方独立行政法人神戸市民病院機構
法人本部総務課

障害者手帳等の情報の利用について

障害者雇用促進法において、すべての事業主はその雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率以上になるよう義務付けられており、当機構においても障害者雇用の取り組みを進めているところです。

採用に内定された皆さまの中で、障害者手帳等（※）をお持ちの方がいらっしゃいましたら、裏面のとおり情報を利用することについてご協力をお願いいたします。ご協力いただける方は、別紙の回答書とともに、障害者手帳等の写しをご提出ください。

なお、職員全員の状況を把握するため、障害者手帳等をお持ちでない方も必ず別紙の回答書を提出してください。

- ※ 障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のことを指します。また、身体障害者については、都道府県知事の定める医師若しくは産業医による診断書・意見書（内部障害については指定医のものに限る。）、知的障害者については、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる判定書をお持ちの方についても対象となります。

【障害者手帳等の情報の取り扱いについて】

1. 利用目的

当機構は、障害者雇用促進法に基づき、毎年6月1日における障害者の雇用状況を神戸公共職業安定所に報告しております。ご提供いただいた障害者手帳等の情報のうち、障害種別・程度の情報をこの報告のために利用させていただきます。

ご提供いただいた情報をもとに、職場において不利益な取扱いを行うことは一切ありません。また、本人の同意無く、ご提供いただいた情報を障害者雇用状況の報告以外のために用いることも一切ありません。

2. 情報の確認・更新

ご提供いただいた情報について、障害者雇用状況の報告に必要な範囲で、変更の有無等を確認することがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、ご提供いただいた情報の正確性を確保する観点から、障害等級に変更があった場合や精神障害者保健福祉手帳を更新や返却した場合には、下記担当までご連絡ください。

3. その他

障害者手帳等の情報の取り扱いに関するご質問や、その他ご不明な点や障害について相談したいことがある場合については、下記担当までご連絡ください。

(提出先・問い合わせ先)

〒650-0047

神戸市中央区港島南町2丁目2番地

地方独立行政法人神戸市民病院機構

法人本部総務課職員係

TEL : 078-940-0155 FAX : 078-306-2870

地方独立行政法人神戸市民病院機構
法人本部総務課 あて

障害者手帳等の情報の利用についての回答書

私は、私の障害者手帳等に記載された情報に関して、貴機構が下記のとおり利用することについて、以下のとおり回答します。

(以下の①、②どちらかに○をつけて下さい。)

① 同意します。

② 上記以外（同意しない又は障害者手帳等を所持していない場合）

記

- ・ 貴機構が公共職業安定所に対して障害者雇用状況を報告する際に、私の障害者手帳等に記載された情報を利用すること
- ・ 貴機構が障害者雇用状況の報告に必要な範囲内で、私に対して障害等級の変更及び精神障害者保健福祉手帳の更新の有無等、情報の内容に変更がないかどうか確認すること

年 月 日

職 種： _____

氏 名： _____ 印